

SUBNOTE

新昇試 サブノート

刑法・刑事訴訟法

〔改訂版〕

別冊 KORON 編集部 編



立花書房

SUBNOTE

新 昇試 サブノート

刑法・刑事訴訟法

〔改訂版〕

別冊 KORON 編集部 編



立花書房

本書の使い方



23 サイバー犯罪

Pick Up

section ごとに要点を pickup した図表が、理解の助けになります。

不正アクセス 禁止法違反	<p>例</p> <p>アクセス制御されているサーバに、ネットワークを通じて、他人の識別符号を入力して不正に利用する行為</p>
コンピュータ・電磁的 記録対象犯罪（刑法）	<p><input type="checkbox"/> コンピュータ・ウイルスに関する犯罪として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正指令電磁的記録に関する罪（168の2、168の3） 2301～2303 <p><input type="checkbox"/> コンピュータ・システムの機能を阻害し、又はこれを不正に使用する犯罪として、</p> <ul style="list-style-type: none"> 電磁的記録不正作出罪（161条の2） 2304 支払用カード電磁的記録不正作出罪等（163条の2） 2204 電子計算機損壊等業務妨害罪（234条の2） 3009～ 電子計算機使用詐欺罪（246条の2） 3512 電磁的記録毀棄罪（258条、259） 3710 3711
その他	<p>例</p> <p>児童買春禁止法違反 詐欺 著作権法違反 などの様々な犯罪において、コンピュータやネットワークをその手段として利用したもの</p>

参照用のリンク番号を付しています。

リンク番号

○ 不正指令電磁的記録に関する罪

いわゆるコンピュータ・ウィルスの作成等の行為を処罰するため、平成 23 年の刑法改正で設けられた。

(1) 本罪の客体

コンピュータ・ウィルス（定義は刑法 168 条の 2 第 1 項 1 号）と、不正な指令の内容としては完成しているが、そのままでは PC で動作させ得る状態にないもの（同項 2 号。例えば、不正な指令を与えるプログラムのソースコード）である。

(2) 不正指令電磁的記録作成等罪（刑法 168 条の 2）

本罪の客体を、正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で**作成**し、又は**提供**することにより成立する。

(3) 不正指令電磁的記録取得等罪（刑法 168 条の 3）

正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、本罪の客体を**取得**し、又は**保管**することにより成立する。

○ 電磁的記録不正作出罪・不正指令電磁的記録供用罪（刑法 161 条の 2）

電磁的記録は、可視性・可読性という文書要件 **(2101)** が欠け、その不正な作出・供用行為に対して、文書偽造罪では対処できないことから、昭和 62 年の刑法改正で設けられた。

本罪の客体は、人の事務処理の用に供する権利・義務又は事実証明に関する電磁的記録（公電磁的記録〔2 項〕と私電磁的記録〔1 項〕は公文書と私文書に対応する）である。

本罪の行為は、人の事務処理を誤らせる目的で、電磁的記録を不正に作ること（不正作出。1 項、2 項）、人の事務処理の用に供すること（供用。3 項）である。

2301

2302

2303

2304

重要部分は青太字になっています。

リンク番号により、参照箇所にも早くたどり着くことができます。

○ 文書の意義

2101

「文書」とは、文字又はこれに代わるべき可読的符号を用い、ある程度永続すべき状態において、ある物体上に記載された意思又は観念の表示であって、その表示の内容が法律上・生活上重要な事項について証拠となり得べきものをいう。

刑法.....7

第1章 刑法総論①.....9

1 因果関係..... 10	5 責任能力..... 26
2 不作為犯..... 14	6 故意、過失..... 30
3 正当防衛、緊急避難..... 18	7 錯誤..... 34
4 正当防衛、緊急避難以外の 違法性阻却事由..... 22	

第2章 刑法総論②.....39

8 未遂犯..... 40	12 共犯の錯誤等..... 56
9 正犯と共犯..... 44	13 共犯と身分..... 60
10 共同正犯..... 48	14 罪数..... 64
11 教唆犯、幫助犯..... 52	

第3章 国家的法益に対する罪.....69

15 公務執行妨害罪..... 70	17 逃走の罪..... 78
16 贈収賄罪..... 74	18 犯人蔵匿等罪、証拠隠滅等罪..... 82

第4章 社会的法益に対する罪.....87

19 放火の罪..... 88	22 支払用カード電磁的記録に関する 罪等..... 100
20 通貨偽造の罪..... 92	23 サイバー犯罪..... 104
21 文書偽造の罪..... 96	

第5章 個人的法益に対する罪..... 107

24 暴行罪、傷害の罪..... 108	33 強盜の罪① (強盜罪、事後強盜罪)..... 142
25 遺棄罪、逮捕・監禁罪..... 112	34 強盜の罪② (昏酔強盜罪、強盜致死傷罪等)..... 146
26 脅迫罪、強要罪..... 116	35 詐欺罪..... 150
27 略取・誘拐の罪(拐取罪)..... 120	36 恐喝罪..... 154
28 人身売買罪..... 124	37 横領の罪、毀棄・隠匿の罪..... 158
29 性犯罪(性的自由に対する罪)..... 126	38 盗品等に関する罪..... 162
30 信用及び業務に対する罪..... 130	
31 名誉毀損罪、侮辱罪..... 134	
32 窃盜罪..... 138	

刑法索引..... 310

刑事訴訟法

第1章 捜査の主体、捜査の開始

39 捜査機関	170	42 自首、検視	186
40 告訴・告発	174	43 任意捜査	190
41 親告罪の告訴	182	44 任意同行・取調べ	194

第2章 逮捕・勾留

45 通常逮捕	200	50 準現行犯逮捕	220
46 逮捕状の緊急執行	204	51 引致を受けた 司法警察員の措置	224
47 別件逮捕、再逮捕	208	52 弁解録取書	228
48 緊急逮捕	212	53 被疑者の勾留	232
49 現行犯逮捕	216		

第3章 逮捕・勾留以外の強制捜査

54 令状による捜索・差押え① (令状の請求手続等)	238	58 別事件の証拠物を 発見した場合の措置	258
55 令状による捜索・差押え② (令状の提示、必要な処分等)	244	59 身体の捜索、身体検査	260
56 令状による捜索・差押え③ (立会人、夜間執行等)	248	60 鑑定、鑑定留置	264
57 令状によらない捜索・差押え	254	61 領置	268
		62 押収物の措置	270

第4章 弁護人、被疑者、被告人

63 弁護人の選任	276	65 接見指定	286
64 接見交通権	282		

第5章 公判

66 証拠法総論	292	69 伝聞証拠排除の原則と例外② (伝聞例外)	300
67 自白と補強証拠	294	70 違法収集証拠の証拠能力	306
68 伝聞証拠排除の原則と例外① (総論)	298		

刑事訴訟法索引

本書は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和5年法律第28号）、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）に係る改正内容を反映しております。

法令略称一覧

か	警職法	警察官職務執行法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
	刑訴法	刑事訴訟法
	拳銃規範	警察官等拳銃使用及び取扱い規範
	国賠法	国家賠償法
	国民投票法	日本国憲法の改正手続に関する法律
	国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
	国公法	国家公務員法
さ	災対法	災害対策基本法
	児福法	児童福祉法
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
	精神保健福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
	組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
	た	地公法
地自法		地方自治法
通信傍受法		犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
道交法		道路交通法
な	入管法	出入国管理及び難民認定法
は	犯捜規	犯罪捜査規範
	犯給法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律
	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
	暴力行為等処罰法	暴力行為等処罰ニ関スル法律
ま	酩酊者規制法	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

刑法



犯罪と刑罰の法、それが刑法です。

刑法総論①



★
因果関係



★★
不作為犯



★★★
正当防衛、緊急避難



★★
正当防衛、緊急避難以外
の違法性阻却事由



★★
責任能力



★★★
故意、過失



★★★
錯誤

犯罪が成立するためには、構成要件該当性、違法性、有責性の要件を全て満たしていることが必要です。

①～②では、構成要件該当性に関する問題について扱います。

③～④では、違法性に関する問題について扱います。

⑤～⑦では、有責性に関する問題について扱います。

①以外は、SA・論文ともに頻出です。しっかり対策していきましょう。

section
1

因果関係

Pick Up

●なぜ因果関係の有無を判断する必要があるのか？



CASE

甲がAを殺害しようとして毒を飲ませたが、毒が効く前にたまたま大地震が起き、Aは家の下敷きになって死亡した。

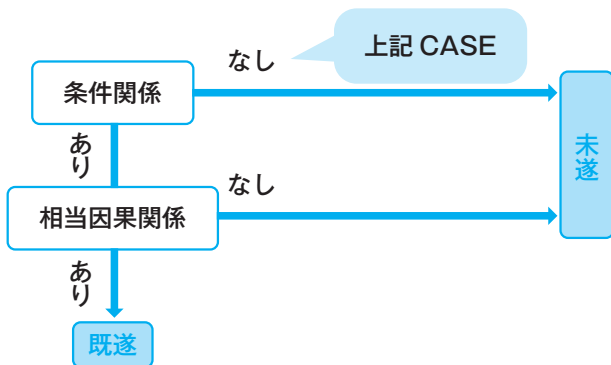
甲は、殺人の実行行為を行い、A死亡という結果が発生しているが、A死亡の原因は、毒を飲まされたことではなく、家屋倒壊による圧死である。



このCASEから分かるように

殺人の実行行為とA死亡の結果が認められるだけでなく、さらにA死亡の原因（の少なくとも1つ）が甲の実行行為にあるといえてはじめて、甲に殺人罪の刑責を負わせることができる。これを検討するのが因果関係論である。

●因果関係存否の判断



○ 因果関係

因果関係とは、実行行為と結果との間に存在する原因・結果の関係をいう。

実行行為と結果との間に因果関係が存在することによって、はじめて構成要件が充足され、犯罪は**既遂**となるが、実行行為があっても、発生した結果との間に**因果関係がない**場合には、犯罪は**未遂**にとどまる（未遂処罰規定があることが前提）。

通常、因果関係が問題になるような事例は余りないが、行為者が傷害の故意で被害者を1度殴打したところ、たまたま被害者の脳に高度の病変があったため、当該暴行により脳組織が崩壊し死亡した（最判昭25.3.13）など、犯罪行為時に特殊な事情が存在した場合や、犯人が被害者に傷害を加えた後に無関係の第三者が被害者にさらに暴行を加えた（最決平2.11.20）など、犯罪行為後に特殊な事情が存在した場合に問題となる。

○ 因果関係存否の判断

(1) 条件説

実行行為と結果との間に「あれなければこれなし（その行為がなかったならばその結果が発生しなかったであろう）」という**条件関係**が認められる限り、因果関係が認められるとする説である。

(2) 相当因果関係説

社会生活上の経験則に照らして、通常その行為からその結果が生ずることが相当であると認められる場合に因果関係の存在を認めようとする説であり、従来の通説である。条件関係が認められても、そのような結果の発生が社会通念上異常であるというときには相当因果関係が否定され、当該結果はその行為に基づくものではないとされる。

○ 因果関係についての判例の判断

判例は、従来、条件説を採用しているといわれてきた（一部には、相当因果関係説を採用したとみられるものもあったが）。しかし、現在、**行為の発生させた危険が結果へと実現したときに因果関係が認められる**とする見解（危険現実化説）が有力であり、最近の判例にはこの見解を採用したと思われるものが出てきている。特に被害者の行為や第三者の行為が結果の発生に影響を及ぼしている事例については、条件関係の存在を前提に、具体的事例の中で、実行行為の危険性等を重視して因果関係の判断を行っていると言われる。

(1) 犯罪行為時に特殊事情が存在した場合

- 強盗犯人が老女の顔面を布団で覆って鼻口部を圧迫するなどしたところ、老女に心臓疾患しっかんがあったために急性の心臓麻痺を起こして死亡した事案

被害者に心臓疾患という特殊事情がなかったならば致死の結果が生じず、犯人が犯行時に特殊事情があることを知らなかったとしても、犯人の暴行と特殊事情が相まって致死の結果を発生させたと認められるとして、因果関係を**肯定**した（最判昭46.6.17）。

(2) 犯罪行為後に特殊事情が存在した場合

- 自動車を運転していた甲が、自転車で通行中のAと衝突し、自転車の屋根の上にはね上げたまま走行中、これに気づいた同乗者乙が、Aの身体を引きずり降ろし、道路上に転落させ、Aが自動車との衝突及び道路への転落によって頭部等に傷害を負い死亡した事案

乙がAの身体を引きずり降ろす行為は通常予期できるものではないとして、因果関係を**否定**した（最決昭42.10.24）。

- 甲がAに暴行を加えた後、Aを大阪南港に放置していたところ、何者かが更にAを殴りつけ、これによりA

索引

刑法

あ

欺く行為	151
当たり行為	41
あっせん収賄罪	77
遺棄	113
遺棄罪	113
遺棄等致死傷罪	113
委託関係	159
一部実行全部責任の原則	49
違法性阻却事由	19
威力	132
因果関係	11
因果関係の錯誤	35
隠避	84
運搬	164
営利目的等買受け罪	125
営利目的等拐取罪	121
営利目的等被拐取者引渡し等罪	123
横領の罪	159

か

概括的故意	32
外国通貨偽造等罪	94
拐取	121
拐取者身の代金要求罪	122

外部的名誉	135
確定的故意	31
過失	32
過失犯	32
加重収賄罪	77
加重逃走罪	79
過剰防衛	20
監護者性交等罪	128
監護者わいせつ罪	128
看守者等逃走援助罪	81
間接教唆	54
間接正犯	45
間接暴行	72
間接幫助	55
観念的競合	67
毀棄・隠匿の罪	160
偽計	131
危険現実化説	12
偽造外国通貨行使等罪	94
偽造通貨行使等罪	93
偽造通貨等取得罪	94
客体の錯誤	35
急迫不正の侵害	19
恐喝罪	155
狭義の脅迫	116
狭義の暴行	109
教唆犯	53
強制通用力	93
共同実行の意思	49

刑事訴訟法

あ

一般司法警察職員	171
一般的指揮権	172
一般的指示権	172
違法収集証拠排除法則	307
遺留物	269
引致を受けた司法警察員の 措置	225
押収	239
押収品目録交付書	252, 269
押収物の換価処分	271
押収物の廃棄処分	271

か

仮還付	272
鑑定	265
鑑定書	303
鑑定処分許可状	265
鑑定のための身体検査	263
鑑定留置	266
鑑定留置状	266
還付	272
還付・仮還付の手続	273
供述書	301
供述証拠	299
供述録取書	301
強制手段	193
強制処分法定主義	190

強制捜査	190
共犯者の自白	297
緊急逮捕	213
緊急逮捕の対象犯罪	212
緊急逮捕の手続	214
警察官が作成した供述調書	302
軽微犯罪の場合の加重要件	203
血液の採取	262
現行犯逮捕の要件	216
現行犯人	217
検察官	172
検察官面前調書	301
検察事務官	172
検視	188
検証調書	303
検証としての身体検査	261
勾留	233
勾留期間	234
勾留状	234
勾留状の執行	234
勾留請求の却下	234
勾留請求の手続	233
勾留の執行停止	235
勾留の取消し	235
勾留の要件	233
告訴	175
告訴期間	183
告訴権者	176
告訴権の放棄	184

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

新 昇試サブノート 刑法・刑事訴訟法 [改訂版]

イラスト制作者：ぼんだにあ

令和6年9月10日 改訂版第1刷発行

編者	別冊 KORON 編集部
発行者	橘 茂雄
発行所	立花書房 東京都千代田区神田小川町 3-28-2
電話	03-3291-1561（代表）
F A X	03-3233-2871
	https://tachibanashobo.co.jp

令和4年7月10日 初版発行

©2024 別冊 KORON 編集部

印刷・製本 倉敷印刷